

様式集

産業廃棄物収集運搬業許可申請

産業廃棄物処分業許可申請

産業廃棄物処理業廃止・変更届出

産業廃棄物処理業の欠格要件に係る届出

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請

特別管理産業廃棄物処分業許可申請

特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出

特別管理産業廃棄物処理業の欠格要件に係る届出

新潟県環境局資源循環推進課

平成 23 年 3 月

平成 29 年 9 月

令和元年 12 月

令和 3 年 3 月一部改訂

令和 6 年 9 月一部改訂

令和 8 年 10 月一部改訂

目 次

許可申請書・届出書様式

様式第六号	産業廃棄物収集運搬業許可申請書	2～4
様式第八号	産業廃棄物処分業許可申請書	5～7
様式第十号	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	8～10
様式第十一号	産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	11
様式第十二号	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	12～14
様式第十四号	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	15～17
様式第十六号	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	18～20
様式第十七号	特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	21

全国共通様式（様式第六号の二（廃棄物処理法施行規則第9条の2関係）

全国様式第1面～第5面（収運）	事業計画の概要	22～26
全国様式第6面（収運）	運搬車両の写真	27
全国様式第7面（収運）	運搬容器等の写真	28
全国様式第8面（共通）	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	29
全国様式第9面（共通）	資産に関する調書（個人用）	30
全国様式第10面（共通）	誓約書	31

県様式

県様式第1号（共通）	添付書類に係る申立書	32
県様式第2号（共通）	変更事項確認及び添付省略申立書	33～34
県様式第3号（共通）	使用人証明書	35
県様式第4号（収運）	積替え保管施設の内容に関する書類	36～37
県様式第5号（共通）	車両等施設使用承諾書	38
県様式第6号（共通）	事業場（駐車場・積替え保管施設等を含む。）の写真	39
県様式第7号（共通）	土地・建物使用承諾書	40
県様式第8号（処分）	事業計画の概要を記載した書類	41～45
県様式第9号（処分）	処分後の（特別管理）産業廃棄物の処理方法を記載した書類	46

納付済証書貼付用台紙	47
------------	----

（参考様式） 経営改善計画書（個人用）	48
（参考様式） 経営改善計画書（法人用）	49

県様式第10号（届出）

法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更を記載した書類	50～51
------------------------------	-------

県様式第11号（届出）

収集運搬車・運搬船、駐車場の変更を記載した書類	52～53
-------------------------	-------

第23号様式 産業廃棄物処理業の欠格要件に係る届出書	54～55
----------------------------	-------

第24号様式 特別管理産業廃棄物処理業の欠格要件に係る届出書	56～57
--------------------------------	-------

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

新潟県知事

殿

申請者

〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

事務所及び事業場の所在地

事務所 〒

電話番号

事業場 〒

電話番号

事業の用に供する施設の種類及び数量

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

※ 事 務 処 理 欄

（日本産業規格 A 列 4 番）

先行許可証（ 有 ・ 無 ）、 （ 新規 ・ 更新 ）

(第2面)

[illegible]

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

1 ※欄は記入しないこと。

2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処分業許可申請書	
新潟県知事 殿	年 月 日 申請者 〒 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本産業規格 A 列 4 番）

先行許可証（有 ・ 無）、（新規 ・ 更新）

(第2面)

[illegible]

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

新潟県知事

殿

申請者

〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	
収集運搬業・処分業の区分	
事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

（日本産業規格 A 列 4 番）
 先行許可証（ 有 ・ 無 ）

(第2面)

[illegible]

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業廃止
変更届出書

新潟県知事

年 月 日

殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな）
名 称

住

所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな）
氏 名

生 年 月 日

本

籍

役職名・呼称

住

所

廃止又は変更の理由

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日（法人で規則第 10 条の 10 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30 日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A 列 4 番）

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

新潟県知事

殿

年 月 日

申請者

〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本産業規格 A 列 4 番）

先行許可証（有 ・ 無）、（新規 ・ 更新）

(第2面)

[illegible]

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

1 ※欄は記入しないこと。

2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	
新潟県知事	年 月 日
殿	申請者
	〒
	住 所
	氏 名
	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 〒 電話番号
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

（日本産業規格 A 列 4 番）

先行許可証（ 有 ・ 無 ）、 （ 新規 ・ 更新 ）

(第2面)

[illegible]

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

特別管理産業廃棄物処理業の 事業範囲変更許可申請書

新潟県知事

殿

年 月 日

申請者

〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特別管理産業廃棄物収

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、特別管理産業廃棄物

集運搬業
処分業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	
収集運搬業・処分業の区分	
事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変更の内容	
変更理由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

（日本産業規格 A 列 4 番）

先行許可証（ 有 ・ 無 ）

(第2面)

[illegible]

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割 合	住	所

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

1 ※欄は記入しないこと。

2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第十七号（第十条の二十三関係）

特別管理産業廃棄物処理業^{廃止}届出書^{変更}

新潟県知事

年 月 日

殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第

号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に

係る以下の事項について^{廃止}した^{変更}ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第 10 条の 23 第 1 項第 2 号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

（ふりがな）
名 称

住

所

（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更

（ふりがな）
氏 名

生 年 月 日

本

籍

役職名・呼称

住

所

廃止又は変更の
理由

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日（法人で規則第 10 条の 23 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30 日）以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

（日本産業規格 A 列 4 番）

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 付近の見取図を添付すること。			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考		

(3) 積替施設又は保管施設の概要

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号			
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。		
	側 面 写 真 注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。		
		撮影	年 月 日

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳		金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額		
	土 地	
	事 務 所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
調 達 方 法	自 己 資 金	
	借 入 金	
	(借入先名)	
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)			
年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地			
建 物			
備 品			
車 両			
そ の 他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			

(第 10 面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

新潟県知事 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

添付書類に係る申立書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者、届出者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の添付書類は、同時に提出する $\left(\begin{array}{c} \text{許可申請書} \\ \text{届出書} \end{array} \right)$ に添付してありますので省略します。

記

1 添付書類

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

2 上記 1 の書類を添付した許可申請書、届出書（該当するものに○を記載すること。）

- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規・更新・変更）
- ・ 産業廃棄物処分業許可申請書（新規・更新・変更）
- ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（新規・更新・変更）
- ・ 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（新規・更新・変更）
- ・ 産業廃棄物処理業変更届出書
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業変更届出書

変更事項確認及び添付省略申立書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
申請者
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- ・ 更新
変更 許可申請にあたり、申請内容について次のとおりであることを確認します。
(次のいずれかの番号に○印をつけること。)

- 1 前回の許可申請以降、変更事項はありません。
- 2 前回の許可申請以降の変更事項については、下記のとおり変更届出済みです。

届出年月日	変 更 内 容
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

(裏面に続く。)

県様式第 2 号（共通）（裏面）

- ・ 次の書類は変更がないため、添付を省略します。
（省略する書類の番号に○印をつけること。）

共通	1 事業計画の概要を記載した書類（全国様式第 1 面～ 5 面、県様式第 8 号） 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに駐車場、積替え保管施設、処理施設の設置（係留）場所及び保管施設の土地の公図又は建物図面 3 2 に掲げる施設及び土地又は建物の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設及び土地又は建物を使用する権原を有すること）を証する書類
廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の収集運搬を業として行う場合	4 運搬容器の構造図 5 連絡設備等の概要を記載した書類 6 事故時における飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類 7 業務に直接従事する者が次の（１）から（４）までに掲げる事項について十分な知識及び技能を有することを示す書類 （１）廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の性状に関し特に注意すべき事項 （２）廃 P C B 等、P C B 汚染物又は P C B 処理物の性状に応じた取扱い （３）事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置 （４）緊急時における連絡の方法
（特別管理）産業廃棄物処分業	8 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 9 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（県様式第 14 号）
特別管理産業廃棄物処分業	10 当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類 11 当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類

使用人証明書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
申請者、届出者
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記の者は、使用人であって、次に掲げるものの代表者である（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10に規定する使用人である）ことを証明します。

(次のいずれかに○印をつけること。)

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 1に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

記

氏 名

事業場の名称

職 名

積替え保管施設の内容に関する書類

1 保管場所（積替えのための保管）*1

保管の理由	
所在地*2	

取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画

産業廃棄物の 種類*3、*4	面積 (m ²)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限 *4 (m ³)	最大積 上げ高 さ*5 (m)	平均搬出量 (m ³ /月)	搬出量から 算出した保 管上限*6 (m ³)

- *1 保管場所のある事業場ごとに記載すること。
- *2 保管場所になる土地の地番を全て記載すること。
- *3 当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等である場合は、その旨を記載すること。
- *4 同じ種類の産業廃棄物を事業場内で2か所に分けて保管する場合は、2行に分けて記載すること。この場合、平均搬出量欄及び搬出量から算出した保管上限欄は、1行にすること。
保管上限は、搬出量から算出した保管上限*6以内となっていること。
- *5 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。
- *6 平均搬出量の7日分として算出した量（平均搬出量÷30×7）を記載すること。

2 その他収集運搬業の用に供する施設*（全容がわかる写真を添付すること。）

施設の種類の等	用 途	能 力	所有者	備 考

* 産業廃棄物の積替えに用いるタイヤショベル等

車 両 等 施 設 使 用 承 諾 書

住 所
申請者、届出者
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

上記の者が行う産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に、下記の施設を使用することを承諾します。

記

種 類*	自動車登録（車両）番号・船舶番号 若しくは他と識別できる事項	使用承諾期間

* 種類欄は、収集運搬車の場合は自動車検査証に記載の車体の形状、運搬船の場合は船舶検査証書に記載の船名、その他の施設の場合は施設の名称を記載すること。

年 月 日

住 所
承諾者*
氏 名
(法人にあっては、名称、代表者の氏名)

* 使用者又は所有者と承諾者が異なる場合、その理由

事業場（駐車場・保管場所等を含む。）の写真

＊ 施設の全体が確認できること。

施設の種類	
所 在 地	

土 地 ・ 建 物 使 用 承 諾 書

住 所
申請者、届出者
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者が行う産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業に、下記の土地・建物を使用することを承諾します。

記

土 地 ・ 建 物 の 所 在	地 目	面積 (m ²)	用 途	使用承諾期間

年 月 日

住 所
承諾者*
氏 名
(法人にあつては、名称、代表者の氏名)

* 所有者（登記名義人）と承諾者が異なる場合、その理由

--

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの処分計画*¹

	産業廃棄物の種類* ²	処分方法	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

* 1 変更許可申請の場合は、追加する事業の範囲についてのみ記載すること。

* 2 当該産業廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。

3. 処分業の用に供する施設の概要

(1) 中間処理施設^{*1}

施設の種別 ^{*2}	
設置場所 ^{*2}	
設置年月日 ^{*3}	
処理する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の種類及び処理能力 ^{*2}	
処理方式、構造及び設備の概要	
環境保全措置の概要	
*1 施設ごとに記載すること。 *2 産業廃棄物処理施設（設置・変更）許可証又は事前協議完了通知に記載の内容を記載すること。なお、許可証と完了通知で項目が重複しているものについては、許可証の記載内容を優先すること。 *3 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書又は工事完了報告書に記載の竣工^{しゅん}の年月日又は着工年月日を記載すること。	

（２）保管場所（処分等のための保管）＊１

中間処理施設の種類及び処理する 産業廃棄物の種類並びに数量	
所在地＊２	
環境保全 措置の概要	

取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）ごとの保管計画

産業廃棄物の種類＊３	処分前 処分後 の別	面積 (㎡)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限 ＊４ (t 又は m³)	最大積 上げ高 さ＊５ (m)	処理能力か ら算出した 保管上限 ＊６ (t 又は m³)

- ＊１ 保管場所のある事業場ごとに記載すること。
- ＊２ 保管場所になる土地の地番を全て記載すること。
- ＊３ 同じ種類の産業廃棄物を事業場内で２か所に分けて保管する場合は、２行に分けて記載すること。この場合、処分前の保管にあっては、処理能力から算出した保管上限欄は、１行にすること。
- ＊４ 保管上限は、処理能力から算出した保管上限＊６以内となっていること。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。
- ＊５ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。
- ＊６ 第２面記載の処理能力の 14 日分として算出した量を記載すること（例外あり）。ただし、保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合、本欄は記載不要。

（ 3 ） 最終処分場* ¹	
最終処分場の 種類* ²	
設置場所* ²	
設置年月日* ³	
最終処分場の 面積及び 埋立容量* ²	
埋め立てる産業廃 棄物（特別管理産 業廃棄物を含む。） の種類* ² （当該産 業廃棄物に石綿含 有産業廃棄物が含 まれる場合は、そ の旨を含む。）	
構造及び設備の 概要	
放流水の水質等	
その他環境保全 措置の概要	
* 1 施設ごとに記載すること。 * 2 産業廃棄物処理施設（設置・変更）許可証に記載の内容を記載すること。 * 3 使用前検査結果通知に記載の竣^{しゅん}工の年月日を記載すること。	

（4）その他処分業の用に供する施設*及び特別管理産業廃棄物処分業にあつては必要な
 附帯設備（全容がわかる写真を添付すること。）

施設・附帯設備 の種類等	用 途	能 力	所有者	備 考

* 産業廃棄物の中間処理施設への投入に用いるタイヤショベル等

4. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

業務時間	～ （うち、休憩時間 分）
休 業 日	

従業員等数*内訳（原則として業に係る部分のみ）

年 月 日現在

申請者又は申請者の 登記上の役員	相談役、顧問等申請者の 登記外の役員	政令第6条の10に 規定する使用人	事務員	運転手 船員	作業員	その他	合 計
人	人	人	人	人	人	人	人

* 兼務の場合は、その旨を記載すること。

5. その他

処分後の（特別管理）産業廃棄物等の処理方法を記載した書類					
	処分後の産業廃棄物等の種類*1	発生量 (t/月又は m ³ /月)	処理 方法*2	搬出先の名称 及び所在地	搬出先までの 運搬者*3
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

*1 処分後の産業廃棄物等の種類ごとに記載すること。

*2 廃棄物処理である場合は、「中間処理（処分方法（焼却、破砕等））」又は「最終処分」と記載すること。廃棄物処理でない場合は、「売却」等と記載すること。

*3 自ら運搬する場合は「自己」と記載すること。

納 付 済 証 貼 付 用 台 紙

申請日		申請者	
申請の種類	・産業廃棄物収集運搬業許可申請 ・産業廃棄物処分業許可申請 ・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請 ・特別管理産業廃棄物処分業許可申請		
申請の種類	新規 更新 変更	納 付 済 証 貼 付 用	
金 額	¥		

(参考様式)

経 営 改 善 計 画 書 （ 個 人 用 ）

資産に関する調書（個人用）（全国様式第9面）の負債計が資産計を上回っている場合、添付すること。

- 1 資産に関する調書（個人用）（全国様式第9面）の負債計が資産計を上回っていることの原因

- 2 改善策

- 3 今後の見込み（実績は、収支内訳書（白色申告の添付書類）又は所得税青色申告決算書から転記すること。）

	実績←	→見込				
	前年	本年	来年	年	年	年
売上高(収入)						
売 上 原 価						
差 引 金 額						
経 費						
差 引 金 額						

- * 収支内訳書又は所得税青色申告決算書を直前3年分添付すること。
- * 原因、改善策とも具体的に明記すること。
- * 見込み額については、改善策に記載した改善策と整合性を持たせ、合理的な数字を記載すること。

(参考様式)

経 営 改 善 計 画 書 (法 人 用)

- 1 利益が計上できていないことかつ自己資本率が1割以下であること、又は債務超過であることの原因

- 2 改善策

- 3 今後の見込み

	実績←	→見込				
	直前期	今期	来期	第 期	第 期	第 期
	年 月 日 〃 年 月 日	年 月 日 〃 年 月 日	年 月 日 〃 年 月 日	年 月 日 〃 年 月 日	年 月 日 〃 年 月 日	年 月 日 〃 年 月 日
売 上 高						
売 上 原 価						
売上総利益						
販売費及び一般管理費						
営 業 利 益						
営業外収益						
営業外費用						
経 常 利 益						
特 別 利 益						
特 別 損 失						
税引前当期利益						
当 期 利 益						
資 産 の 部						
負 債 の 部						
純 資 産 の 部						
自己資本比率(%) (純資産÷資産×100)						

* 原因、改善策とも具体的に明記すること。

* 見込み額については、改善策に記載した改善策と整合性を持たせ、合理的な数字を記載すること。

変更した事項の内容（規則第10条の10(第10条の23)第1項第2号に掲げる事項)

新*1			旧*1	
(ふりがな) 氏 名	生年月日*2	本 籍*2	氏	名
		住 所*2		

[illegible]

(第2面)

発行済株式の 総数	新	株	出資の額	新	
	旧	株		旧	

[illegible]

第 6 条の 10 に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

新* ¹			旧* ¹
(ふりがな) 氏 名	生年月日* ²	本 籍* ²	役職名・呼称
	役職名・呼称	住 所* ²	氏 名

- 1 就任等の場合、旧の欄は空欄にすること。辞任等の場合、新の欄は空欄にすること。
- 2 変更が無かった者は、生年月日、本籍及び住所の記載は不要。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められるものを含む。
- 4 発行済株式の総数又は出資の額に対する出資者等の保有する株式の数又は出資の金額の割合（以下、出資比率という。）の100分の5以上への変更の場合、旧の欄は空欄にすること。出資比率の100分の5未満への変更の場合、新の欄は空欄にすること。

1. 収集運搬業の用に供する施設の概要

(1) 収集運搬車・運搬船

	車体の形状 又は船名* ¹	自動車登録 (車両) 番号 又は船舶番号	最大積載量 (kg) 又は 載貨重量 トン数 (t)	検査証有効 年月日	所有者 (使用者)	変更状況* ²		
						新規	継続	廃止
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

* 1 車体の形状は自動車検査証に記載のもの、船名は船舶検査証書に記載のものを記載すること。

* 2 該当する欄に○を記載すること。

(2) 駐車場						
	所 在 地* ¹	駐車場の面積	駐車可能台数	変更状況* ²		
				新規	継続	廃止
1						
2						
3						
4						
5						

* 1 駐車場になる土地の地番を全て記載すること。
 * 2 該当する欄に○を記載すること。

第 23 号様式（省令第 10 条の 10 の 2 関係）

産業廃棄物処理業の欠格要件に係る届出書

新潟県知事

様

年 月 日

届出者

〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の 2 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 4 項の規定により、産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業の欠格要件に該当したので届け出ます。

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 号

収集運搬業・処分業の区分

欠格要件に該当するに至った条項
（左記の番号に○をする）

- 1 法第 7 条第 5 項第 4 号イ
- 2 法第 7 条第 5 項第 4 号ロ
- 3 法第 7 条第 5 項第 4 号ハ
- 4 法第 7 条第 5 項第 4 号ニ
- 5 法第 7 条第 5 項第 4 号ホ
- 6 法第 7 条第 5 項第 4 号ヘ
- 7 法第 7 条第 5 項第 4 号ト
- 8 法第 14 条第 5 項第 2 号ハ
- 9 法第 14 条第 5 項第 2 号ニ
- 10 法第 14 条第 5 項第 2 号ホ

（8，9，10 にあつては、法第 7 条第 5 項第 4 号イ若しくはチ又は第 14 条第 5 項第二号ロに係るものを除く。）

欠格要件に至った具体的事由

欠格要件に該当するに至った年月日

年 月 日

＊ 事 務 処 理 欄

備考

- 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から 2 週間以内（法第 7 条第 5 項第 4 号イに該当する場合には、該当するに至った後、遅滞なく）に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 ＊欄は記入しないこと。

（日本産業規格 A 列 4 番）

第 23 号様式（裏面）

欠格要件に係る条項

- 1 法第 7 条第 5 項第 4 号イ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 2 法第 7 条第 5 項第 4 号ロ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 法第 7 条第 5 項第 4 号ハ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 4 法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 2 第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 5 法第 7 条第 5 項第 4 号ホ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは法第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、法第 8 条の 5 第 6 項及び法第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- 6 法第 7 条第 5 項第 4 号ヘ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
法第 7 条の 4 若しくは法第 14 条の 3 の 2（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項（法第 14 条の 2 第 3 項及び法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- 7 法第 7 条第 5 項第 4 号ト（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
法第 7 条第 5 項第 4 号ホに規定する期間内に法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、法第 7 条第 5 項第 4 号ホの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- 8 法第 14 条第 5 項第 2 号ハ
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当するもの
- 9 法第 14 条第 5 項第 2 号ニ
法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- 10 法第 14 条第 5 項第 2 号ホ
個人で政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

第 24 号様式（省令第 10 条の 24 関係）

特別管理産業廃棄物処理業の欠格要件に係る届出書

新潟県知事

様

年 月 日

届出者

〒

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の 5 第 3 項において準用する法第 7 条の 2 第 4 項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物処分業の欠格要件に該当したので届け出ます。

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 号

収集運搬業・処分業の区分

欠格要件に該当するに至った条項
（左記の番号に○をする）

- 1 法第 7 条第 5 項第 4 号イ
- 2 法第 7 条第 5 項第 4 号ロ
- 3 法第 7 条第 5 項第 4 号ハ
- 4 法第 7 条第 5 項第 4 号ニ
- 5 法第 7 条第 5 項第 4 号ホ
- 6 法第 7 条第 5 項第 4 号ヘ
- 7 法第 7 条第 5 項第 4 号ト
- 8 法第 14 条第 5 項第 2 号ハ
- 9 法第 14 条第 5 項第 2 号ニ
- 10 法第 14 条第 5 項第 2 号ホ

（8，9，10 にあつては、法第 7 条第 5 項第 4 号イ若しくはチ又は第 14 条第 5 項第二号ロに係るものを除く。）

欠格要件に至った具体的事由

欠格要件に該当するに至った年月日

年 月 日

＊ 事 務 処 理 欄

備考

- 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内（法第 7 条第 5 項第 4 号イに該当する場合には、該当するに至った後、遅滞なく）に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 3 ＊欄は記入しないこと。

（日本産業規格 A 列 4 番）

第 24 号様式（裏面）

欠格要件に係る条項

- 1 法第 7 条第 5 項第 4 号イ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 2 法第 7 条第 5 項第 4 号ロ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 法第 7 条第 5 項第 4 号ハ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 4 法第 7 条第 5 項第 4 号ニ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 2 第 7 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 5 法第 7 条第 5 項第 4 号ホ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは法第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、法第 8 条の 5 第 6 項及び法第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- 6 法第 7 条第 5 項第 4 号ヘ（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
法第 7 条の 4 若しくは法第 14 条の 3 の 2（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項（法第 14 条の 2 第 3 項及び法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- 7 法第 7 条第 5 項第 4 号ト（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）
法第 7 条第 5 項第 4 号ホに規定する期間内に法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、法第 7 条第 5 項第 4 号ホの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- 8 法第 14 条第 5 項第 2 号ハ
営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当するもの
- 9 法第 14 条第 5 項第 2 号ニ
法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- 10 法第 14 条第 5 項第 2 号ホ
個人で政令で定める使用人のうちに法第 14 条第 5 項第 2 号イ又はロのいずれかに該当する者のあるもの